

徳島県告示第八十一号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和二年三月十四日から施行する。

令和二年二月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表徳島信用金庫の赤石支店の項を削る。